

## 十日町市看護師、理学療法士等修学資金貸与 貸与学生募集要項

～ 将来、十日町市で看護師等の業務に従事しようとする人を応援します～

1. 対象者 看護師、准看護師、保健師、助産師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士の養成施設に進学または在学する人で、将来十日町市内において、その業務に従事しようとする人。

(ただし、市の奨学金を受けていない人、または受ける予定のない人に限る。)

2. 貸与額 月額 **25,000円** (無利息)

3. 貸与期間 令和8年4月から養成施設の最短修業年限の終わりまで

4. 申請期間 令和8年1月13日（火）～**令和8年3月19日（木）必着**

5. 提出書類 次の①～⑤の書類を申請時にご提出ください。様式は申請窓口に用意してあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

提出書類	説明
①貸与申請書	必要事項を記入したもの
②学業成績表	最終学校または在学中の養成施設が発行したもの（原本に限る）
③健康診断書※1	医療機関が証明したもの（任意様式、コピー可）
④保証書※2	保証人2人が必要事項を記入したもの
⑤口座振込申込書	必要事項を記入し、口座番号のわかる書類の写しを添付
⑥在学証明書	養成施設入学後、4月15日（水）までに「学生証の写し」または「在学証明書」を提出（期限までに提出がない場合は貸与の決定が遅れます。）

【補足】 ※1 申請日以前3か月以内に医療機関において発行されたものに限る。

※2 父母または配偶者がいる場合は、保証人の1人は父母または配偶者。他の保証人は、市内に居住し独立した生計を営む者とすること。（保証人となる適当な人が市内にいない場合は、個別にご相談ください。）

6. 返還の免除 次のいずれかに該当したときは、修学資金の全部または一部について返還を免除します。

- (1) 養成施設を卒業した日から1年内に看護師等の免許を取得し、引き続き十日町市内において看護師等の業務に従事した期間（以下「従業期間」という。）が3年に達したときは貸与した修学資金の全部について、従業期間が1年以上3年未満の場合は修学資金の一部について返還を免除します。
- (2) 上記従業期間中に、死亡または心身の故障のために業務を継続できなくなつたときは、修学資金の全部について返還を免除します。

7. 返還の義務 次のいずれかに該当したときは、貸与された修学資金について返還しなければなりません。

- (1) 退学や学業成績の不良等により、修学資金の貸与を中止されたとき
- (2) 養成施設を卒業した日から1年内に免許を取得しなかったとき
- (3) 免許を取得後、引き続き市内において業務に従事しなかったとき
- (4) 免許を取得後、引き続き市内において業務に従事した期間が3年に達しないとき

8. 申請・問合せ 〒948-0065 十日町市高田町3丁目南442番地  
十日町市医療福祉総合センター 2階  
十日町市 市民福祉部 地域ケア推進課 地域医療推進係  
電話：025-757-3511（直通）

市ホームページ

